

寄付金のお願い

公益社団法人日本精神神経科診療所協会は、精神科診療所の資質の向上を図るとともに、精神保健に関する事業を行い、もって精神障害者の福祉の増進及び精神科医療並びに国民の精神保健の向上に貢献することを目的とする団体です。

当協会では、公益を目的とする事業の充実を図って一層の公益増進を達成するために、幅広く寄付金を募集しています。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

日本精神神経科診療所協会の公益目的事業

- (1) 精神保健医療福祉事業についての調査及び研究
- (2) 精神保健福祉及び精神科医療に関する正しい知識の普及及び相談事業の実施
- (3) 精神保健医療福祉に関する教育研修及び広報
- (4) 精神保健医療福祉に関する調査研究に対する助成
- (5) 地域精神保健医療福祉関連機関に対する協力
- (6) その他本協会の目的達成に必要な事業

寄付金優遇措置について

詳細につきましては別添資料(寄付金の優遇税制について)をご覧ください。

ご寄付の手続き

ご寄付の送金には下記金融機関をご利用下さい。寄付金領収書送付のため、申込書に住所、氏名、電話番号と寄付金額等を記載の上、FAXまたは郵便にてご連絡下さるようお願いいたします。金融機関ご利用の場合は、領収書がありませんと優遇措置を受けられませんので、ご注意下さい。

銀行振込先口座

- ・ みずほ銀行 新宿南口支店 普通預金 口座番号 1982726
- ・ 口座名 公益社団法人日本精神神経科診療所協会 寄付金口
(コウエキシャダンホウジンニホンセイシンケンケイカシシリョウジョキョウカイキフキングチ)

寄付金申請先

公益社団法人 日本精神神経科診療所協会 事務局

※申込書の送り先は申込書に記載の FAXもしくは総会事務局へ郵送をお願いします。

当協会への寄付金に対する税制上の優遇措置について

当法人は平成24年4月1日より「公益社団法人 日本精神神経科診療所協会」に移行いたしました。これに伴い、寄付金に対する優遇税制が適用されます。

優遇される内容については下記の通りです。

○個人が寄付した場合の所得税の優遇措置

特定公益増進法人への寄付に該当し、寄付金控除が受けられます。

・(寄付金額－2,000円) が所得控除できます。

・寄付金額は寄付をした個人の総所得金額の40%相当額が限度です。

注1 他の特定公益増進法人への寄付がある場合は合算して計算します。

注2 当協会への寄付は税額控除の要件は満たしておりませんので、所得控除のみが受けられます。

○法人が寄付した場合の法人税の優遇措置

特定公益増進法人への寄付に該当し、損金算入限度額に達するまでの金額が損金算入されます。

・損金算入限度額

A. (所得金額の6.25%＋資本金等の額の0.375%) ×1/2

B. 上記の他、一般寄付金の損金算入限度額も損金算入ができます。

(所得金額の2.5%＋資本金等の額の1.25%) ×1/2

注1 Aには他の特定公益増進法人への寄付がある場合は合算して計算します。

注2 BにはAを超える特定公益増進法人への寄付金の額と一般寄付金の額を合算して計算します。

○遺言等により寄付した場合の相続税の優遇措置

相続税が非課税となります。

○事業等への寄付

当法人そのものへの寄付ばかりでなく、当法人が主催、あるいは地区協会と共催する事業についても上記の控除が受けられます。

ただし、控除については「公益社団法人 日本精神神経科診療所協会」が直接寄付を受け、領収書を発行する必要がありますので、当協会事務局へご入金いただく必要があります。事務手続については事務局へご連絡下さい。

○実際に優遇措置を受ける場合の詳細は、最寄りの税務署等にお問い合わせいただくか、顧問の公認会計士・税理士の先生にご相談下さい。